吉野町移動系防災行政無線
デジタル化整備事業
プロポーザル実施要領

令和３年６月

奈良県吉野町

目　　次

1.　趣旨 1
2.　基本計画 1
3.　事業内容 1
4.　事業実施上の要件 1
5.　システム要件 2
6.　プロポーザルへの参加資格 2
7.　参加資格の喪失 3
8.　選定予定スケジュール 3
9.　参加表明書の提出について 3
10.　質問書の受付および回答について 4
11.　現地確認について 4
12.　提出書類 4
13.　提案を求める事項 5
14.　審査方法 6
15.　契約に関する事項 7
16.　留意事項 7
17.　担当部局 8

別紙 1.　吉野町指定避難所一覧 9
別紙 2.　撤去機器一覧 11

1. 趣旨

本町において、現在使用中であるアナログ移動系防災行政無線がスプリアス発射強度の許容値の改正により運用できなくなることに伴い、既存施設をデジタル移動系防災行政無線に更新するものである。これにより災害時における情報伝達手段の多様化を図るとともに、既存の有線回線による音声告知放送システムとあわせて運用を行うことにより、東日本大震災以降近年多様化する災害に対する即応体制を確立させ、災害から住民の生命・財産を守るためのより迅速かつ確実な防災情報伝達手段の整備を目的とする。

2. 基本計画

町本庁舎に統制局を設置し、町内各地に配置した基地局を介して、無線機を保有する町職員・各自治会長等・消防団員に情報を伝達する。

本業務は、令和 3 年度緊急防災・減災事業債を活用して行うものであり、設計、施工、工程管理を含め、全体設備を総合的に監理し効率よく整備する必要があることから、整備に係る提案書の提出を求め、最も優れた成果が期待できる者を特定するプロポーザル方式を適用する。

3. 事業内容

（１） 事業名

吉野町移動系防災行政無線デジタル化整備事業

（２） 事業期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（３） 事業概要

事業を実現する移動系デジタル無線システムを整備し、一括管理を行う。

- 移動系統制局設備（吉野町役場）
- 移動系基地局設備（必要数）
- 移動系無線設備（携帯局：74 台　車載局：28 台）
- 避難所向け端末（56 箇所<別紙 1　避難所一覧>）
- 既存設備の撤去（別紙 2　撤去機器一覧）
- 多様配信システム
- その他技術提案によるもの

（４） 提案事業費（上限額）

２４９，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 事業実施上の要件

本事業の設計、製作、工事については、次に掲げる法令等に準拠したものとする。

（１） 電波法および関係規則、告示

（２） 総務省近畿総合通信局の防災行政用無線局免許方針

（３） 有線電気通信法および同法施行令、同法施行規則

（４） 電気設備技術基準

（５） 日本工業規格（JIS）

（６）　日本電気工業会基準（JEM）

（７）　電気通信事業法および関係規則、告示

（８）　(社)電波産業会市町村デジタル移動通信システム（ARIB STD-T116 最新版）標準規則
※ARIB STD-T79 および ARIB STD-T80　での提案は認めない※

（９）　建築基準法およびこれに基づく政令、省令等

（１０）その他関係法令、告示等および吉野町が定める関係条例、規則

5.　システム要件

（１）　整備に求めるもの

町内の防災活動・消防団活動に利用する為、複数の基地局を整備し、可能な限り町内全域をカバーする通信エリアを構築すること。なお、本町における過去の土砂災害発生状況や孤立可能性集落を勘案し、以下の区域（大字）での通信を重点的に考慮した置局設計を行うこと。

- 喜佐谷
- 三津
- 小名・殿川

（２）　回線設計諸元

- 所要受信機入力電圧 12.8dBμV 以上を確保すること。
- 土地係数は 10dB を見込むこと。
- 受信条件は地上高 1.5m、利得 2.15dBi を基準とする。
- 基地局の送信出力は 10W 以下とする。
  ※但し、最終的な送信出力は近畿総合通信局の協議により決定する。

6.　プロポーザルへの参加資格

（１）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（２）　電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評定値が 1200 点以上であること。

（３）　主任技術者（必要に応じ監理技術者（電気通信工事））を専任できること。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）　吉野町または奈良県等からの入札参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

（５）　無線局免許状を総務大臣より直接交付されている実験局を無線施設の電波伝搬調査に使用すること。

（６）　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の 2 第 1 項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を受けていること。

（７）　会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

（８）　民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

（9）　過去 10 年間において、同種工事の実績を 1 件以上有すること。同種工事とは、市町村デジタル移動通信システムの整備を元請として完成・引渡しをした施工実績とする。

7.　参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

（1）　本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。

（2）　本手続きの期間中に「6. プロポーザルへの参加資格」に挙げる要件に該当しなくなったとき。

8.　選定予定スケジュール

公表から選定までの予定スケジュールは下記のとおり。

参加表明書の提出	令和 3 年 6 月 25 日（金）～令和 3 年 7 月　8 日（木）
質問書の受付期間	令和 3 年 6 月 25 日（金）～令和 3 年 7 月　8 日（木）
質問回答日	令和 3 年 7 月 12 日（月）
提案書の提出期間	令和 3 年 7 月 13 日（火）～令和 3 年 7 月 28 日（水）
一次審査	令和 3 年 7 月 29 日（木）（予定）
二次審査 （プレゼンテーション）	令和 3 年 8 月　6 日（金）（予定） ※詳細は一次審査通過者に別途通知
審査結果通知	令和 3 年 8 月中旬（予定）

9.　参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり全ての書類を提出すること。

（1）　提出書類　（様式 1）参加表明書

以下、⑦から⑧の資料に関しては所持している場合のみで構わない。

添付資料

①　参加事業者の概要書（任意様式）※会社概要を示すパンフレット等でも可

②　経営事項審査通知書の写し

③　使用するデジタル移動系実験局免許証の写し

④　配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類の写し

（本参加資格確認申請のあった日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係）

⑤　同種工事の過去 10 年の施工実績（元請実績に限る）

⑥　他の自治体で入札参加停止措置を受けていないことを示す誓約書（任意様式）

⑦　プライバシーマーク登録証の写し

⑧　ISO9001 品質マネジメントシステム登録証の写し

⑨　ISO14001 環境マネジメントシステム登録証の写し

⑩　ISO/IEC270011 情報セキュリティマネジメントシステム登録証の写し

（2）　提出期限

令和 3 年 7 月 8 日（木）午後 5 時 00 分まで（必着）

（3）　提出方法

持参または郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと）

（４）　提出先

「17. 担当部局」に同じ

10. 質問書の受付および回答について

参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができる。

（１）　提出書類

質問書（様式 2）

なお、質問対象の引用文（文書名および頁番号）および質問内容を具体的に記載すること。質問内容は、提案書等の作成および提出に関する事項ならびに本事業実施に関する項目に限ることとし、評価および審査に関する質問ならびに提案内容に関する質問は受付しない。

（２）　提出期限

令和 3 年 7 月 8 日（木）午後 5 時 00 分まで（必着）

（３）　提出方法

（４）　提出期限までに電子メールにて提出すること。（着信を必ず確認すること）持参による提出は認めない。

（５）　提出先

「17. 担当部局」に同じ

（６）　回答

質問に対しては、令和 3 年 7 月 12 日（月）までに、参加資格を得た者すべてに電子メールにて回答する。なお、質問事項が重複しているもの（思われるものも含む。）は、本町が整理して回答する。また、回答にあたっては、質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行なわない。

11. 現地確認について

参加表明書を提出した者は、次のとおり現地確認を実施することができる。

（１）　実施可能期間

令和 3 年 6 月 28 日（月）から令和 3 年 7 月 21 日（水）まで

（２）　現地確認を希望する場合は、必ず事前に連絡すること。但し、実施する時間帯は平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分の間とする。

（３）　連絡先

「17. 担当部局」に同じ

12. 提出書類

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出すること。

（１）　提出書類

※提出書類への企画提案者名の記載は原本 1 部のみとし、企画提案書の表紙（任意様式）に記載すること。またコピーについては、企画提案者名及び提案者を判読できるような記載はしないこと。

① 提案書

・ 提出部数：原本 1 部、コピー10 部、電子媒体 1 部
・ A4 版横用紙を基準とし、A3 用紙の場合は 2 ページと換算する。
・ 文字サイズ 10.5 ポイント以上とする。
・ 表紙､目次等を含め 30 ページ以内とするが､提案項目毎にページ数の制限はないものとする。
・ 電子媒体に保存するファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式のいずれかとすること。
・ 記述内容はできる限り平易な用語とし、専門用語のみの記載を避けること。

② 電波伝搬シミュレーションマップ

・ 提出部数：原本 1 部、コピー10 部、電子媒体 1 部
・ A3 版横用紙とする。
・ 「5. システム要件（２）回線設計諸元」に示す内容に基づき、以下の項目を明示すること。
置局地点、空中線種別、空中線高、空中線方位、送信出力、ケーブル損失 等
・ 基地局毎のシミュレーションマップならびに全局の合成シミュレーションマップを提示すること。
・ 電子媒体に保存するファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式のいずれかとすること。

③ 見積書

・ 提出部数：1 部
・ 様式は任意とする。
・ 通貨単位は円とすること。

（２） 提出期限

令和 3 年 7 月 28 日（水）午後 5 時 00 分まで（必着）

（３） 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）。参加を辞退する時は、上記提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。

（４） 提出先

「17.担当部局」に同じ

13. 提案を求める事項

（１） 吉野町の理解度

・ コンセプト

（２） システム概要

・ システム構成図

（３） 移動系防災行政無線システム

・ 置局、エリア
・ 機器の操作性、機能
・ 避難所向け端末（受信用）

（４）　多様配信システム

・　メール、SNS 等への一斉配信

※その他、有用と考える一斉配信先や手法についても提案すること。

（５）　追加提案

（６）　耐災害性

（７）　将来性

（８）　施工計画

・　施工計画

・　施工体制

（９）　保守

・　保守体制等

（１０）価格

・設計、整備費用

本事業における設計・施工の総事業費は提案に基づき算出すること。追加機能や提案工事など、提案内容に基づき関連費用も含めて全て算出すること。

見積様式は自由とするが、設計費と事業費（機器費、労務費等）を明確に記載することとし、極力詳細に項目（品目）を拾い出し、その数量および単価を示すこと。なお、見積書には消費税を含むものとする。

「（５）追加提案」の実施費用については本事業費に含むが、「（７）将来性」については含まないものとする。

・保守、運用費用

ア　保守費用については以下の条件を最低限満たした内容で引き渡し後 10 年の算出を行うものとする。

・　平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分の障害受付

・　年１回の定期点検（統制局設備および基地局設備）

・　定期交換部品、および交換にかかる費用

イ　運用費用は、法定費用、ライセンス利用料、通信回線料等のランニングコストについて、保守費用と同様に引き渡し後 10 年の算出を行うものとする。

14. 審査方法

吉野町は、選定審査委員会を組織し、次の方法で審査し、第 1 次審査および第 2 次審査の結果を併せて、最も評価の高い応募者を選定する。

（１）　一次審査

提出された技術提案書の内容を総合的に審査し､評価点数の高い方から上位 2 社以上を選定する。

一次審査の結果は、参加表明者全員に通知する。

（２）　二次審査

一次審査の通過者に対して、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

・　プレゼンテーションの実施日時、場所、順番等は本町において決定し、一次審査通過者全員に別途通知する。

・　プロジェクターおよびスクリーンは吉野町で用意する。パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材は提案者が用意すること。
・　一次審査の結果は、参加者全員へ通知する。
・　参加表明者が１社の場合でも、提案書およびプレゼンテーション内容を評価する。

15. 契約に関する事項

（１）　契約方法

①　選定された最優秀者と本件業務における契約の締結交渉を行う。

②　①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合または最優秀者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められる場合は、本審査結果は無効とする。

（２）　契約書

吉野町契約規則による。

（３）　契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

①　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあって員は法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

②　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥　本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦　本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者を相手方としていた場合「上記⑥に該当する場合を除く。」において、吉野町が吉野町との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑧　本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

16. 留意事項

（１）　本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。

（２）　参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らさないこと。

（３）　提出書類には、担当者の連絡先を必ず明記すること。

（４）　提出書類は、返還しない。

（５）　提出されたプロポーザル提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。

（６）　提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。

（７）　提出されたプロポーザル提案書は､審査に必要な範囲において複製することがある。

（８）　審査段階で提案の虚偽、不正および違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

（９）　プロポーザル提案書の審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けないものとする。

（１０）参加表明書、資料、プロポーザル提案書等に虚偽の記載をした場合においては、吉野町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

17. 担当部局

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

吉野町役場　総務課　危機管理室　（担当：上西）

TEL：0746-32-3081（代表）　FAX：0746-32-8855

E-mail：bousai@town.yoshino.lg.jp

別紙 1.　吉野町指定避難所一覧

No.	指定避難所	所在地
1	吉野町中央公民館	
2	尾仁山老人憩の家	
3	本町老人憩の家	
4	上ノ町集会所	
5	立野集会所	
6	吉野小学校	
7	よしのこども園	
8	吉野山ふるさとセンター	
9	吉野山ビジターセンター	
10	左曽交流促進センター	
11	六田老人憩の家	
12	橋屋林業研修会館	
13	丹治公民館	
14	飯貝老人憩の家	
15	藤田公民館	
16	楢井老人憩の家	
17	吉野町老人福祉センター	
18	吉野町野外活動拠点施設	
19	御園多目的集会所	
20	喜佐谷多目的研修会館	
21	中荘総合研修会館	
22	宮滝河川交流センター	
23	菜摘ふれあいセンター	
24	樫尾林業研修会館	
25	国栖の杜かなで館	
26	国栖中央公民館（国栖の里総合センター）	
27	南大野八坂会館	
28	新子清水ふれあいセンター	
29	国栖公民館	
30	南国栖自治会館	
31	入野生活改善センター	
32	わかばこども園	
33	柳児童館	
34	中竜門ふれあいセンター	
35	色生生活改善センター	

36	三茶屋生活改善センター	
37	吉野見附「三茶屋」	
38	小名集会所	
39	殿川多目的集会場	
40	別所ふれあいホール	
41	田尻金照会館	
42	香束多目的集会場	
43	吉野北小学校	
44	吉野運動公園総合体育館	
45	龍門総合会館	
46	佐々羅農事集会所	
47	山口研修会館	
48	平尾研修会館	
49	佐々羅公民館	
50	西谷農事集会所	
51	三津ひばり会館	
52	千股生活改善センター	
53	志賀公民館	
54	峰寺多目的集会所	
55	吉野中学校	
56	河原屋公民館	

別紙 2.　撤去機器一覧

既設機器構成については参考であり、各社提案による。

No.	名称	数量	単位	備考
A	統制局設備			
1	簡易型卓上基地局無線装置	1	式	
2	基地局電源装置	1	式	
3	制御器	2	台	
4	八木型空中線	1	式	
B	移動局設備			
1	VHF 無線電話装置	8	台	
2	可搬ケース	8	台	
3	ホイップアンテナ	8	本	
4	携帯型無線電話装置	3	台	